

指定就労継続支援事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

就労継続支援事業における達成指導員の職務内容について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 523 号）に規定される就労継続支援 A 型事業の賃金向上達成指導員及び就労継続支援 B 型事業の目標工賃達成指導員（以下「達成指導員」という。）の職務内容について、職業指導員や生活支援員と明確に区別されていない事例がありました。

達成指導員の職務内容としては「賃金又は工賃の高い業務委託などを探すための営業活動」、「需要がある商品を作るための調査」、「長時間働いてもらうための環境づくり」、「受注している作業の単価向上のための交渉」及び「作業工程の見直し」等が想定されるところです。

そのため、「施設外就労先への同行支援」、「利用者へのスキル取得のための支援」、「生産活動の支援」、「日常生活に必要なスキル向上のための支援」、「個別支援計画作成に係る一連の業務への関与」等は達成指導員の職務に当たらないと考えられます。

つきましては、加算の趣旨に基づき、達成指導員には賃金向上計画又は工賃向上計画の達成に資する職務を行っていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省等から新たな Q & A が発出された場合は、この限りではありません。

- ・報酬告示別表第 13 の 12 賃金向上達成指導員配置加算  
注 指定障害福祉サービス基準第 186 条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員（生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（以下「賃金向上計画」という。）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。）を、常勤換算方法で 1 以上配置し、かつ、（以下略）
- ・報酬告示別表第 14 の 13 目標工賃達成指導員配置加算  
注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で 1 以上配置し、（以下略）

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係  
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650  
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp